

成田市議会政治倫理審査会
提出

補充意見陳述書

令和8年7月17日

成田市議会議員
上田 信博



令和8年7月17日

補充意見陳述書

成田市議会議員 上田 信博

第4回政治倫理審査会において、請求者による再度の意見陳述及び審査委員による意見交換が行われた。その際、「何をどのように審査すべきか」が明確に整理されないままに、議論が進められている状況が認められた。そこで、政治倫理条例に基づく、適正かつ公平な審査が行われることを求め、請求者に続き、補充意見陳述書を提出する。

1. 本件審査において判断されるべき条項

本件審査請求の対象は「審査請求書」に記載された、条例第3条第1号への抵触の有無である。したがって、本審査会において判断されるべきは、対象議員の行為が、第3条第1号の各要件に該当するか否か、その証拠があるかに限られる。

しかし、第4回審査会における請求者陳述は、自らが審査請求した第3条第1号から、第2条第2項に定める説明責任の有無を中心とした内容に変わっていた。また、審査委員からも説明責任の履行状況や審査会への出席の有無を条例違反の判断対象とする旨の発言まで出ていた。本審査会は審査委員の個別の方針に基づく、思い思いの審査の場となっている。

そこで、冒頭に整理すべきは、本件審査対象は第3条第1号であること。そして、第2条第2項と第3条第1号は趣旨及び要件の異なった、独立した規定であるということ。そのため、第2条第2項に関する事情をもって、第3条第1号違反を認定することは不可能である。

故に、本審査は、審査請求書に記載の「第3条第1号」の各要件について、請求者が主張する具体的事実及び提出証拠との対応関係を明確にした上で判断される必要がある。

2. 本件審査に必要となる事実認定について

審査会において、「真偽を判断する場ではない」との発言があった。すなわち、双方の意見陳述や真偽不明の報道内容等について、何の事実確認も行わないまま、違反有無の判断をするということである。この発言は、違反の有無を判断する審査会の立場において、「審査」機能を全く果たさないことを意味する、あってはならない発言である。

審査会として、条例第3条第1号への該当性を判断するためには、対象となる事実の存在が認定されることが大前提である。請求者の主張する事実が存在するか否かを確認することなく、条例違反の有無のみを判断することは、「適正な審査」に値しない。

故に、審査の前提として第3条第1号に抵触する具体的事実が存在するか否かを審査会では最初に審議すべきである。

3. 請求者提出資料について

請求者は、対象議員が市長との面会に同席したことを以って、「疑惑をもたれるおそれのある行為」に該当すると主張する。しかし、「面会へ同席した」という事実のみから、即座に条例違反が導かれるものではない。

つまり、「面談に同席した行為」を条例違反と評価するためには、

- 不当な働き掛けが存在したこと
- 法令違反又はコンプライアンス違反が存在したこと
- その他条例要件に該当する具体的事実

が証拠とともに示される必要がある。現状、請求者及び審査員からは証拠の提示もない。同席して強要があった、或いは、コンプラ違反があった等の具体的事実が無い限り、疑惑をもたれる恐れのある行為にはなり得ない。

一方、私は、成田市による調査結果を述べた議長コメント文書を示し、私から働きかけを受けたとの証言は一切存在せず、コンプライアンス違反もない事実を前回陳述書でお伝えした。

この様に、私からの働きかけやコンプライアンス違反がないことが事実として公表されている状況において、第3条第1号に抵触する事実を認定することは不可能である。

4. テレビ報道等について

請求者は、①マスメディアが取材に押しかけたこと、②私が事実と異なる内容を議長コメントとして回答し議会の名誉及び品位を損なったとも主張する。

まず、①メディアの取材は、マスメディアの判断および行為であり、私の行為ではない。したがって私に関する具体的事実を欠いている為、抵触判定し得ない。

次に、②私のコメントについて抵触すると判断するならば、どの発言が、どの事実と異なり、どのように条例第3条第1号に該当するのか、この3点が具体的に示されなければならない。私は前回陳述書において、テレビ放映内容と議長コメントを対比し、公表された重要な事実と齟齬がないことを明らかにした。

議会の名誉及び品位を損なう程の事実と異なるコメントとは、私のどのコメントを指すのか、請求者及び審査員からもこれに対する具体的反証は提出されていない。

5. 結語

本件審査請求において提出されている週刊誌記事等の証拠からは、条例第3条第1号に抵触する具体的事実を認定することはできない。また、請求者の主張及び審査会は第2条第2項に定める説明責任と、第3条第1号に定める政治倫理上の義務とを混同する構成となっており、審査請求書に従った適切で正当な審査運営を行っていない。

故に、本件審査においては、条例第3条第1号の各要件ごとに、請求者が主張する具体的事実及び提出証拠を整理し、条例との対応関係を明らかにした上で、適正な審査及び判断が行われることを求める。

以上